

安全衛生推進者養成講習

【茨城労働局長登録教習機関 登録番号3】

1. 目的 労働安全衛生法（第12条の2）では、従業員10名以上50名未満の事業所においては、労働安全管理体制の確立・安全衛生教育・労働災害防止対策等について、常に事業主を補佐する安全衛生推進者の選任が、義務づけられております。
2. 講習期間 学科：2日間 9時00分開始（開始時間の10分前までに集合して下さい）
3. 受講対象 安全衛生推進者に選任予定者及びこれに準ずる者

4. 講習内容

区分	講習科目	時間 (休憩時間除く)
第一日	○関係法令・安全衛生推進者の職務 ○設備と作業の安全・災害調査と事故事例・原因分析	6
第二日	○作業環境管理及び作業管理 ○健康の保持増進・安全衛生教育	4

5. 受講料
- | | |
|-----|------------------------------------|
| 会員 | } <u>¥17,270</u> (テキスト代 ¥2,530 税込) |
| 非会員 | |